

金属くず営業

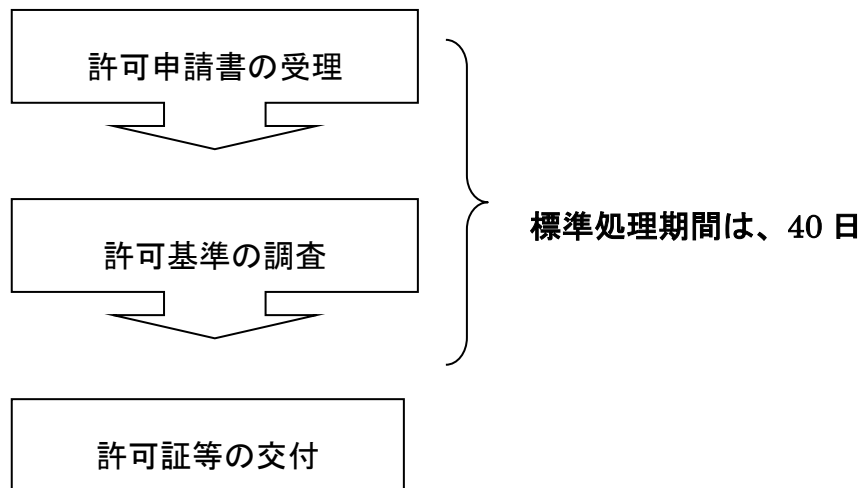
◎許可を受けることができない人

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 無許可金属くず営業で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - 窃盗等で拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者
 - 住居の定まらない者
 - 金属くず営業の許可を取り消された日から1年を経過しない者
- など

◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1通
- 申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

◎許可申請手続きの流れ



◎申請手数料

手数料徴収項目	手数料の額
営業許可申請手数料	8,500円
許可証再交付申請手数料	700円